

山形県 県史だより

第11号

山形県総務部学事文書課分室 県史資料室

二つの「最上義光書状」

寒河江市教育委員会生涯学習課

大宮 富善

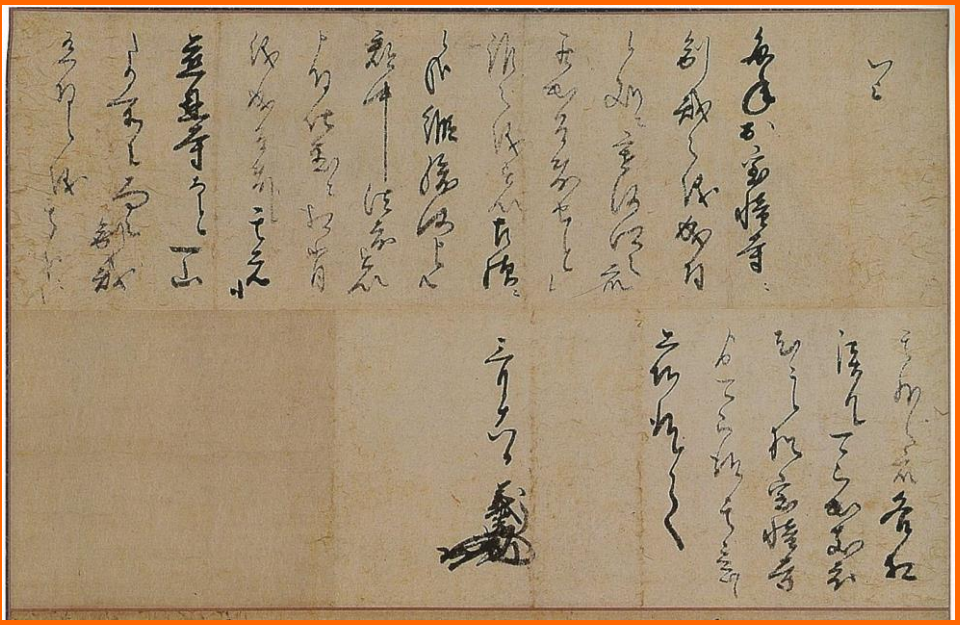
はじめに

平成二十八年、山形県立博物館が「宝幢寺至宝展」を開催し、多くの県民が見学に訪れました。また、この年は、伊藤清郎氏『人物叢書 最上義光』（吉川弘文館）に続き、松尾剛次氏『家康に天下を獲らせた男 最上義光』（柏書房）が出版され、最上義光について県民の関心を集めた年でもあります。この二書に見るように、『山形県史』第一巻（原始・古代・中世編）発刊以来三十五年、本県の中世末期から近世初期にかけての歴史解明は、新展開を迎えています。こうした流れを受け、ここでは、宝幢寺と慈恩寺宝蔵院にそれぞれ残された「最上義光書状」の再解読を試みます。

一 宝幢寺に残された「最上義光書状」

宝幢寺は、新義真言宗の寺院で、南北朝時代、最上氏の祖である斯波氏と結び、山形に寺地を与えられ、鎮国安民の祈祷所として発展しました。江戸時代には摩訶迦羅山宝幢寺と言い、一三七〇石の朱印地と末寺門徒三二ヶ寺を持つ格式の高い寺でしたが、明治三（一八七〇）年に廃絶して現存していません。

この宝幢寺には、最上義光書状があり、「宝幢寺至宝展」の図録に写真が掲載されています（写真1）。書状は、家親書状とともに軸装に



宝幢寺に残された「最上義光書状」。
山形県立博物館『よみがえる古の大寺院 宝幢寺至宝展』所収。（写真1）



宝幢寺跡地。現在は山形市もみじ公園
清風荘。

表装され、折紙であったものが切断されて、下紙は天地が逆になり、さらに宛名部分が切りとられて別紙が継がれています。文面は、凶録の釈読とは一部を異にしますが、次のとおりです。

〈上紙〉

以上

毎年於宝幢寺ニ、「制戒之儀成付」候処ニ、寒河江之衆「罷出間敷由と候、「誰之儀を以左様ニ」候哉、縦駿河申候共」郡中法度を以て「申付仕置ニ相背」儀成間敷候、其元も「慈恩寺など一山」たる所を、面々制戒「有付候儀、其分ニ候、」

〈下紙〉

其外之衆各相「談候て、可被出支度」尤ニ候、猶宝幢寺「より可被得其意候、」恐惶謹言「

三月十八日 義光（花押）

【文意】

毎年、宝幢寺において制戒の儀式をおこなうことにしたが、寒河江の衆が出席しないとのこと。誰がそれを命じたのか。たとえ駿河（当時、寒河江領主である家親、後、最上山形二代領主）が申したとしても、（義光が）「郡中法度」として定めた仕置きに背くことは許しません。あなたも慈恩寺と同じく一山であるので、各自、制戒に出席することは務めです。その外の寒河江の衆も各々相談して

出席の準備をするのが当然です。なお、詳細は宝幢寺より聞かれない。

本書状には年号が記されていませんが、家親が寒河江領主となるのは慶長六・七年以降ですので、その頃ではないかと思われます。また、宛先が欠失していますが、国立史料館に本書状の写しがあり、それには宛名が「稻荷 参」と記されています。義光の書状相手と考えられるほどの寒河江の真言宗大寺院は、寒河江城二の丸鬼門にあった「稻荷神社領惣持寺」以外には考えられません（拙稿「最上氏時代の寒河江領主について」『西村山の歴史と文化』）。惣持寺は寒河江・西村山地域の二九ヶ寺を配下にしていました。

慶長三（一五九八）年、浄土真宗専称寺への掟書などから、義光は、領内各宗派の触頭（ふれがしら）あてに寺院法度を公布したと見られます。各宗派の寺院は、触頭寺院の配下として統制を受けることになりました。これが「郡中法度」と思われ、寒河江の真言宗寺院は、山形の宝幢寺配下に組み込まれたものと見られます。本書状は、惣持寺から宝幢寺に渡ったものと考えられます。

二 慈恩寺宝蔵院に残された「最上義光書状」

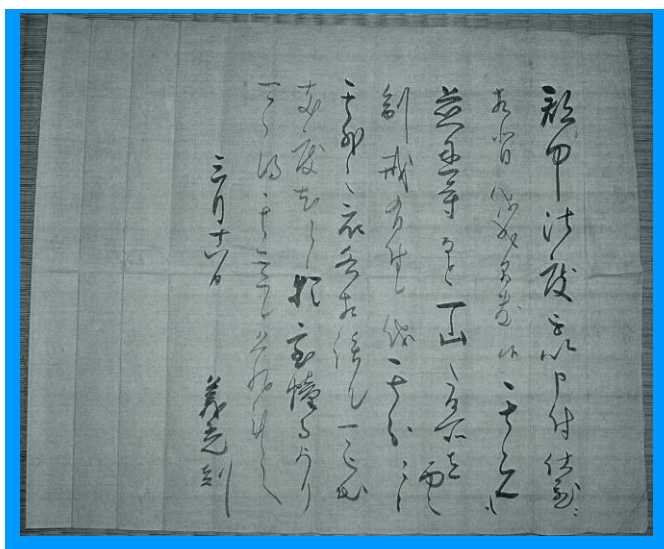
「最上義光郡中法度」と呼ばれている慈恩寺

宝蔵院に残された「最上義光書状」は、写しであり（写真2）、文面は次のとおりです。

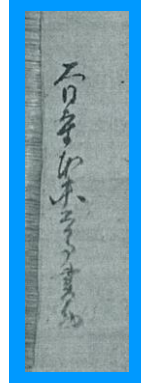
郡中法度を以申付仕置ニ「相背儀成間敷候、其元も」慈恩寺など一山たる所を、面々「制戒有付候儀、其分ニ候、」其外之衆各相談候て、可被出「支度尤ニ候、猶宝幢寺より」可被得其意候、恐惶謹言「

三月十八日 義光（判）

あたかも宝幢寺書状と同じものが、慈恩寺にも出されたように見えますが、実は宝幢寺書状の後半部を写したものです。文書端裏書（はしうらがき）には「大日寺本末公事（くじ）貫物（もらいもの）」とあります（写真3）。大日寺本末公事は寛永十六（一六三九）年と寛文五（一六六五）年の二度にわたり、羽黒山第五十代別当の天宥が、湯殿山別当真言四ヶ寺（本道寺・大日寺・注連寺・大日坊）を相手に、四ヶ寺を羽黒末とし、その後湯殿山を合わせて天台宗に改宗しようとして寺社奉行所に起こした訴訟です。天宥の背後には東叡山寛永寺天海がいました。これを「両造法論」と称していますが、「二度の造られた（言いがかりの意）天台と真言の宗教論争」という意味と思われます。江戸幕府寺社奉行の裁定は、湯殿山法流は真言宗であり四ヶ寺の配下とし、羽黒山は天台宗として羽黒一山支配を命じました。天宥の敗訴でした。



慈恩寺宝蔵院に残された「最上義光郡中法度」（上写真2）と端裏書（右写真3）。



慈恩寺宝蔵院。慈恩寺三ヶ院の一つ。真言方学頭。



毎月二十一日に祖師弘法大師空海の御影供（みえいく）を行い、三月二十一日の正御影供には、梵唄（声明）・散華・梵音・錫杖の四箇の法要を行っています。古く、最上家三代源五郎家信までは、慈恩寺と成就院を除き、最上領の真言僧徒は、残らず宝幢寺に出仕し制戒などを勤めていました。宝幢寺は最上真言宗一派の触頭であり、宗派の法度履行を義光公から命令されました。よって出仕しない寺院には国主公（山形領主）から催促がなされました。しかし、現在は宝幢寺末寺門中だけが集まり四箇の法要を行っています。

このことから、「制戒之儀」とは、正御影供の儀式の一つで、祖師像の前で、出仕僧徒らが仏教の戒律と義光が公布した法度を厳守する誓約を行ったものと思われます。

結びに

寛文五（一六六五）年、江戸幕府はそれまでの宗派ごとの法度でなく、共通の法度である「諸宗寺院法度」を布告しました。これにより、本末制度が整い、地方寺院といえども、江戸の触頭寺院を通して直接幕府の統制をうけることになりました。宝幢寺「最上義光書状」は、幕藩体制確立以前の在地領主権力による寺社統制のあり様を端的に示すものです。

慈恩寺宝蔵院の義光書状写は、天宥の訴えに反証するため、大日寺方が真言宗であることの証拠として作成した偽書状で、宝蔵院はそれを大日寺から譲り受けたものです。偽書状は、不都合な前半部の「寒河江之衆」と宛名を削除し、巧妙に作られています。

当時、天海の影響下、山寺立石寺は天台一宗となり、慈恩寺最上院方は天台に改宗しました。天宥の働きは、これら天台方の一連の攻勢と見ることができ、これらに対する真言方の必死の抵抗として、宝幢寺を中心に本書状が作成されたものと考えられます。

三「制戒之儀」について

宝幢寺文書の中に、「制戒」について記した弘化四（一八四七）年の「寺柄由来書上」（『山形市史編集資料』第十五集）があります。

一、毎月二十一日祖師御影供末寺門中会合奉勤、勿論三月二十一日四ヶ之法事、往古者最上源五郎様御代迄、慈恩寺并成就院之外最上御領中真言一派僧徒不残宝幢寺江出仕制戒等勤之、最上一派之依為一宗之頭梁、可致一宗之法度旨義光公より被仰付候、依之不出仕之寺院者国主公より御催促有之候、雖然只今者末寺門中耳集会、如旧記四ヶ之法用致修行候事

【文意】

鳥海山山境争い

遊佐町立遊佐中学校教諭

小野寺 雅 昭

昨年九月九日、遊佐町・酒田市・秋田県にかほ市・由利本荘市の「鳥海山・飛鳥」エリアが日本ジオパークに認定されました。秋田・山形県境の市町が連携した推進協議会を中心に、ジオサイト整備や住民の参画がさらに進むことが期待されています。

鳥海山では、平成二十年三月、文化財保護法により史跡「鳥海山大物忌神社境内」として指定を受けました。さらに同二十一年七月、官報告示により文化財史跡「鳥海山」として名称変更されています。またこの地域では、平成二十六年九月には、秋田県由利本荘市文化交流館カダーレにおいて、第三十五回日本山岳修験学会鳥海山學術大会が開催され、多くの研究者が交流を深めています。

また、遊佐町立遊佐中学校においても、地域づくりの一環として、遊佐の宝資源の良さを伝える教育活動が活発化しています。昨年度は、一学年総合学習で鳥海山の自然・文化を伝えるボランティアガイドを行う中学生の映像が、NHK山形支局により伝えられました。

鳥海山の遷宮と争論

鳥海山大物忌神社では今年、山上本社の遷宮式がありました。この遷宮式は、近世では、元和四（一六一八）年・承応三（一六五四）年・天和二（一六八二）年などに行われたと記録にあります。

元禄十四（一七〇二）年八月、秋田側矢島修験と山形側蕨岡修験との間で遷宮・修復をめぐる山争論がおこりました（遊佐町蕨岡口之宮文書）。矢島は、同月十六日、当山派京都三宝院に対し、鳥海山御堂の修復を申請し許可されました。しかし、同月二十五日、蕨岡上寺修験（学頭龍頭寺・衆徒松尾坊・同清水坊・同安養坊）は、先規より自分らが支配し、天和二年時の棟札をみても、修復は自分らが集めた大工・木挽・鍛冶で行ったので、蕨岡に修復の権利があると、逆に三宝院に訴えています。この山争論は、なかなか決着がつかず、二年後の元禄十六年六月、蕨岡は、矢島福王寺らの不法を再度三宝院に訴え、一方、矢島は遷宮式事件についての答弁書を提出し、泥沼状態になりました。そこで、三宝院江戸役所の青山鳳閣寺が、鳥海山権現は「三大実録」や「延喜式」にある「飽海郡にあり」という記載を重視し、蕨岡を支持しました。

しかし、この中で矢島は、結局、嶺境のあいまいさゆえに起こる問題と主張し、事態をさらに複雑に展開させることになりました。同年十二月九日、矢島領百姓直根村弥次兵衛・荒沢村五左衛門と仁賀保郷

大庄屋が、嶺境に関する訴訟を江戸寺社奉行に提出します。寺社奉行所は評定所裁定を要請しました。その中で、矢島側は、山頂の水が北麓に流れ落ちるという理由で、鳥海山は由利郡に属すると主張しました。一方、蕨岡側は、大物忌神社が山頂で古来より飽海郡にあつたと述べました。翌年正月二十五日、庄内藩郡奉行神尾弥一右衛門や大庄屋阿部五兵衛・女鹿村惣左衛門・野沢村惣四郎らも江戸へ登りました。

そこで幕府は、五月四日、目付杉山安兵衛・絵図方町野惣右衛門を鳥海山山境の検使として派遣しました。六月二十七日、双方立ち会いで絵図を見分し、翌日鳥海山に登山しますが、大風で引き返します。そして、七月一日、改めて小滝口より登山し、山上を見分しました。

幕府評定所の裁決と「鳥海山張抜模型」

宝永元（一七〇四）年九月二十二日、やっと幕府評定所で裁決が出ました。その時の史料が、蕨岡口ノ宮文書に写しが残っている絵図（史料①②）と、「鳥海山張抜模型」（史料③）です。絵図に裏書きされた裁決文（史料④）は、次のようなものです。出羽国由利郡矢島百姓と同国飽海郡庄内領学頭衆徒並百姓鳥海山争論之事

矢島訴趣、鳥海山者由利・飽海両郡江跨り、北ハ由利、南ハ飽海、峰通り水分境相極、正保年中御

国绘图二峰通り之墨引有之、権現堂ハ為由
 利郡事無紛候、然二元和・承応両度之棟札
 二遊佐郡と書、天和年中ハ飽海郡と書付候
 義、順峰方全ク私曲二候、且又山上瑠璃壺
 より流出水、由利郡用水引来ル由申之、庄
 内領学頭衆徒百姓申候者、鳥海山者大物忌
 之神社本地薬師権現、庄内領二紛無之証文
 持来候、北方之境不毛之地飽海郡二而社地
 相極候、鳥海山者一国之大山故、不限矢島
 二谷口之流水諸方江引取候、瑠璃壺者水流
 一向無之之旨答之、右論所就不分明為檢使
 杉山安兵衛・町野惣右衛門被指遣遂檢分所
 二、矢島百姓申处、峰通境之証扱一円無之、
 今度新規之绘图面二峰境不相知由記之ニ付
 (中略) 令糾明候处、蛇石より南ハ飽海郡
 之由証文有之候、(中略) 依之庄内領衆徒
 百姓所指之膀示用之、西ハ笹野嶽腰より稻
 村嶺之八分二至り、東ハ女郎嶽之腰迄、不
 毛之地由利・飽海両郡境二相定、绘图之表
 二墨筋引之、各加判印、双方江下置候条、
 永可相守者也

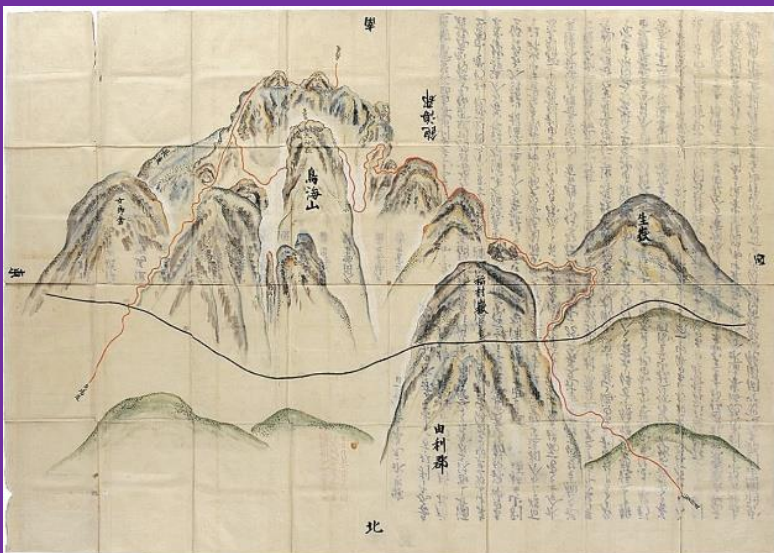
宝永元年九月廿二日

(中山出雲守ら勘定奉行四名)

(林土佐守ら 町奉行三名)

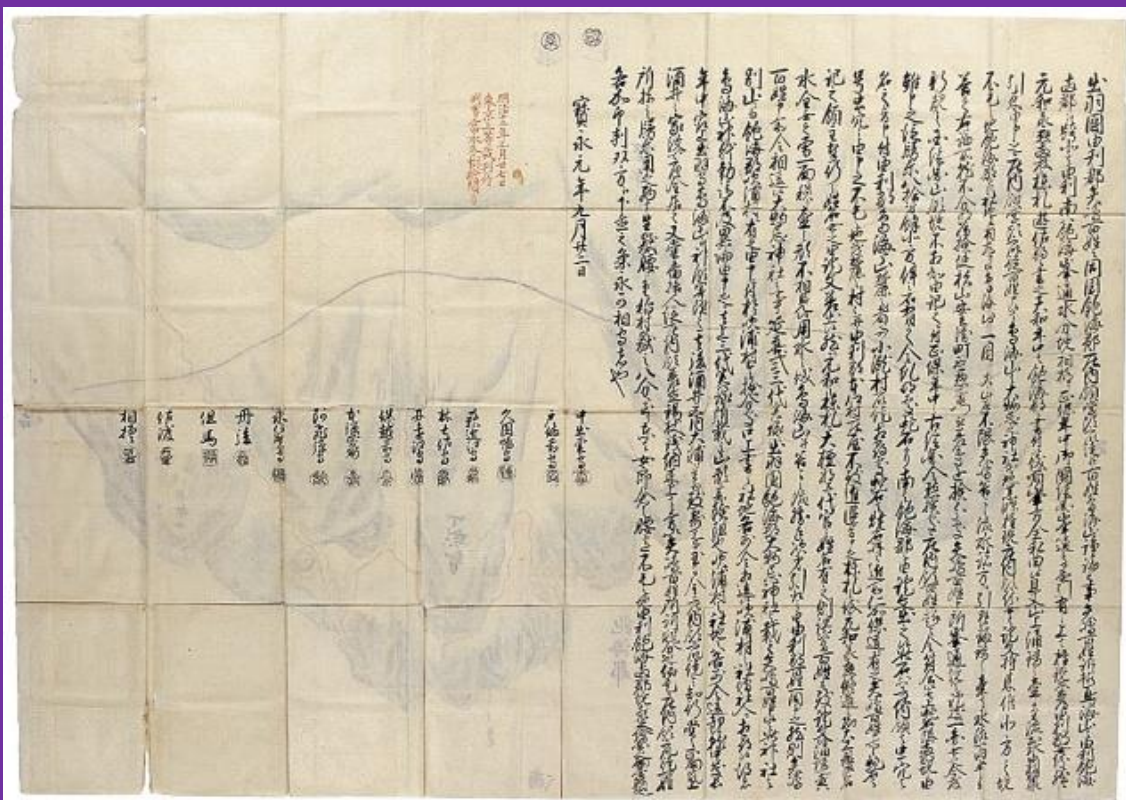
(本田越前守ら 寺社奉行三名)

(稻葉丹後守ら 老中四名の署名)



史料① 鳥海山山境裁許绘图<表>
 绘图面。鳥海山大物忌神社蔵岡口ノ宮
 所蔵。『史跡鳥海山保存管理計画書』
 所収。

史料② 鳥海山山境裁許绘图<裏>
 決裁文。鳥海山大物忌神社蔵岡口ノ宮
 所蔵。『史跡鳥海山保存管理計画書』
 所収。



の史料から、矢島（由利郡）と蕨岡（飽海郡）のそれぞれの主張をまとめてみます。

(1) 矢島（由利郡）の主張

正保国絵図に墨引きされたところの権現堂は由利郡にあり、元和・承応の棟札に遊佐郡と書き、天和年間に飽海郡と書くのは間違いで、順嶺方Ⅱ飽海郡蕨岡のわがままである。また山上の瑠璃壺より流れ出る水は由利郡の用水になっている。

(2) 蕨岡（飽海郡）の主張

本来、鳥海山は大物忌神社の本地薬師如来が庄内領に間違いないという証文も持っている。北方の境不毛地は飽海郡で、社地と決まっている。谷々の流水も矢島側のみならず庄内側にも流れる。瑠璃壺は水流もなく証拠不十分である。

(3) 評定所の裁決

山上堂の修復もこれまで庄内側で行ってきたので、社は庄内側に属する。正保の墨引きは、現在と合点せず、庄内領衆徒が示す郡境のしるしを用いるべきである。蛇石を限り両郡境といっても、その石より南は飽海郡という証文もあり、この石を庄内領では虫穴と言っていた。検分したら瑠璃壺に水は全くなく、一面雪に覆われていて、壺の形さえわからなかった。これにより、西は笹野嶽腰より稲村嶽八分まで、東は女郎嶽腰までを由利飽海郡境に定める。そして絵図表に鳥海山の山境を墨引きする。

この幕府評定所の裁決時に使用された「鳥海山張抜模型」の複製が吹浦口ノ宮に伝わり、町指定文化財になっています。鶴岡出身の地理学者佐藤甚次郎の論文「十八世紀初頭作の鳥海山の張抜き模型と『おこし立て絵図』（『地理』十七―三、一九七九）に、この模型の作成事情が論究されています。

評定所は審理にあたり、御目付と絵図方とを現地に派遣し、絵図方の町野惣右衛門は調査結果をもとに絵図と「土図模型」をつくらせ、これを白州でも用いることになりました。判決は九月二十二日です。その後、町野の下書絵図を庄内藩が借用し、模造しました。「鳥海山張抜模型」をおさめた外箱に「町野惣右衛門殿 公義江被差上時図の写致控置申候」とあり、さらに「宝永元年申十二月十五日」の日付があります。庄内藩の複製責任者は、江戸留守居多田三左衛門・鳥海三右衛門と考えられています。

明治初期の吹浦・蕨岡の争いとの関係

「鳥海山張抜模型」の外箱には、他に「鶴岡県引継用」と記した付箋があります。藩蔵にあった模型は、廃藩置県後に一度鶴岡県で管理されたようです。そして、明治十二年三月二十七日、吹浦村と蕨岡村の大物忌神社所在地の争いで、東京上等裁判所の判事富永冬樹の検閲を受けた、とあります。この争いは、同十四年に吹浦が勝訴していますので、この時にこの模型が証拠として提出されたことが推測さ



史料③ 鳥海山張抜模型

酒田市立資料館所蔵。『史跡鳥海山保存管理計画書』所収。

れます。その後、模型は酒田市立資料館へ、絵図は蕨岡の大物忌神社に移管されたこととなります。

なお、この模型は、現存する日本最古の地形模型と言われています。日本ジオパークに認定された「鳥海山・飛鳥」エリアの歴史を示す貴重な史料として、注目すべきかと思えます。

〈参考文献〉

『遊佐町史』上巻、『史跡鳥海山保存管理計画書』、日本山岳修験学会『山岳修験』第五十六号鳥海山特集、鳥海山大物忌神社式年遷座記念誌刊行会編『鳥海山―自然・歴史・文化―』

〈史料紹介〉

病身三島通庸の手紙

山形県地域史研究協議会常任理事

山内 励

不平士族の反乱の中でも最大規模となった西南戦争は、山形県にとつてもただならぬ事件であったことが知られています。それは、反乱軍の首領となった西郷隆盛と旧庄内藩との関わりに起因しています。庄内藩に対する戊辰戦争処理は、藩主謹慎・賠償金支払いによる旧領復帰など寛大な処置で済みますが、これは西郷の断によるものとして、旧藩内では西郷崇拜の風潮が高まります。そのため、両者の関係は、「国家緩急の節必ず協力相扶(たす)け互いに国事に画すべき段盟約致し居る」と見なされ、「鹿児島県人暴挙に就いては庄内士族も必然饗応すべき事」と懸念されていました(県官から仙台鎮台への陳述書)。当時、山形県令

であった三島通庸には、そうした不穏な状況を監視し、暴挙を回避することが求められました。

三島が同郷の内務卿大久保利通の後ろ盾を得ていたことはよく知られています。同じ旧薩摩藩出身の西郷に係わる大事件であり、三島は何としても大久保の支えとなる必要がありました。この間の三島と大久保の手紙(大久保利通関係文書『五、八』)からその様子を見てみます。

西南戦争は明治十(一八七七)年二月に勃発し、九月に西郷が自刃して反乱が終わります。戦争勃発時、三島は東京に居て病に伏していました。赴任地と東京を往復することの多かった三島は、前年八月に統一山形県が成立した後、行政区画の編成替えや県庁新築などに着手し、再び上京します。この後、体調を崩し発熱が続くようになつたとされます。この時、陸軍省の坂本純熙より西郷周辺の不穏な動きと庄内士族不安視の情報が届きます。三島はすぐにも帰県

しようとはしますが、身体が思うように行かなかつたようです。

三島が京都に居た大久保宛てに出した、西郷決起翌日の二月十五日付の手紙には、次のように書かれています。

一昨日御発足の段昨朝承り候間、この上は拙者にも帰県之賦にて早速内務省之罷り出松田大書記官之届け申し出候処、この涯(は)て強いて帰県には及ばず候につき、篤と養生致すべき旨内務卿の御内達これあり候段、猶松方大蔵大輔よりも同様承りに付き、因つて御沙汰にまかせ帰県の儀差し控へ申し候、左様思し召し下されたく懇願奉り候、実に万事御配慮中私輩の事まで捨て置かせられず、御懇命の程幾重にも汲み受け多謝奉り候、鶴ヶ岡には兼ねて警部三名・巡查九拾名遣わし置き候えども、猶亦人選の上、然るべき巡查式三拾名外に探索人兩三名相添え早々差し出すべき旨、先日申し遣わし置き候処、昨十四日別紙の通り

電報これあり候間、御心得までに朱書相加へ差し上げ候、猶毎日換字暗号を以つて電報致すべき旨申し遣わし置き候まま、模様次第追つて上申仕るべく候

「帰県」に焦る三島の気持ちを察して、大久保が帰県を控え養生するよう指示していたことが分かり、大事件の中、政府最高実力者の大久保が三島の身を案じてくれたことに深く感謝した手紙であり、三島の赴任地への指示内容も伺えます。

この手紙に追伸するように、二月十九日付の手紙では、鶴岡周辺は「静謐(せいひつ)」であり、「愚考には鶴岡の儀は更に異変これあるまじきと存じ候」と見通しを述べ、大久保には心配をかけまいとしています。

三島の病状はその後吐血を繰り返す状態でしたが、三月に入りようやく海路仙台を回り帰県を果たします。三月七日、庄内士族の指導者で前酒田県参事の松平親懷より手紙が届きます。松平は、「大

義名分」を誤ることはなく、士族らの心得違いの際は「尽力」すると、三島や政府への協力姿勢を示します。この背景には、ワッパ騒動処理にあたり旧藩勢力を擁護した三島との関係があると考えられます。

三島が現地から大久保宛てに書いた手紙は、五月二十七日付になっています。

扱(さて)西国の賊徒追々潰走(かいそう)いたし候えども、猶日薩の諸郷より蜂起の由、万事御配慮の程恐察奉り候、然るに山形地方は別けての静謐に候間、少しも御懸念下さるまじく候、尤も鶴ヶ岡士族の儀、先般電報或いは飛信を以って追々上申いたし置き候通り、暴挙の萌し更にこれなく極々平穩に御座候、しかし猶探索は兼ねて入れ置き申し候、帰県の涯神速(じんそく)に鶴ヶ岡え踏み入るの含み候処、何分東京出発の途中より吐血いよいよ相重(かさみ)、山形え着景後も毎夜出血甚だしく候ゆえ、止

むを得ざる事病院之三拾日余入室いたし、当分頗(すこぶ)る怪気に打ち向き、因つて去る廿三日より鶴ヶ岡まで差し越し滞在中に御座候、(略)当地は右等の次第にて極々太平の年に御座候、然るに東京辺や或いは近県又は諸新聞等え鶴ヶ岡士族がごたごたするとか或いは西まで出掛けるなどと風評これあり、既に十日ばかり跡、大坂の検事局より電報を以って、庄内士族が又々騒ぐとの評判ゆへ探偵の上報知せよとの懸け合いこれあり候、又道路の風説甚だしきに至りては、三島県令が第一西賊の党類ゆへ、表には鶴ヶ岡を鎮撫の姿に見せ竊(ひそ)かに謀叛を企てるなどと申し触らし候、多分御耳にも達し候わん、実に遺憾(いかん)の至り御座候、その説は困つて起こる由縁これあり、小人間居して不善をなすとも終には顕われ申すべし、当時百方御配慮中ここもとの義まで万々一ごたごたこれ(ある)やに御聞き込

み、これあり候ては実に以つて恐れ入る次第に候間、御安心の為一等属貴島宰輔を態々(わざわざ)差し上げ候、篤と御聞き取り下されたく、最早火薬等も一切買い上げその他万端取り締まり行き届き候間、返すがえす御懸念下さるまじく候

この間、戦争は、西郷らの熊本城攻略が失敗し、政府軍の反撃で反乱軍が敗退・転戦を余儀なくされていました。三島の手紙からは情勢安定の強調と自らへの嫌疑に対する不快感などが伺えます。この手紙に対して六月十日付で大久保から手紙が来ます。

殊に当春は御病中寒地へ御踏み込み如何と甚だ御案じ申し上げ候處、近来追々御快方の由承り大いに安心仕り候、去りながら病を犯し御高配の驗(しるし)これあり、当時は何も静謐の由の上なき次第に御座候、貴島子よりも巨細の実況承る、尤も條公(三条実美)へも同人より具申に及び大いに御安心相成り候

大久保のねぎらいの言葉は、三島にとつて何よりの言葉であったに違いありません。

藩閥政府の申し子である県令三島は、同郷の士族仲間らと支え合ひ、赴任地の旧藩士族らを掌握すること、その任に当たつてきました。言わば武士層の権力闘争の側面をも有した明治維新から時が過ぎ、武力による権力闘争が終焉を迎える西南戦争は、三島にとつて、どのような目に映り、その後になどのような影響を及ぼすことになったのか、その深層が知りたいところです。

山形県 県史たよりの 第十一号

平成二十九年五月十五日発行

編集・発行

山形県総務部学事文書課分室

県史資料室

〒九九一八五〇一

寒河江市大字西根字石川西三五五

村山総合支庁西村山地域振興局

電話 〇三三七七八三二二二五

FAX 〇三三七七八三二二二六